

手形帳・小切手帳の新規発行受付の終了について

東邦銀行（頭取 佐藤稔）では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、2026年3月31日をもって、手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了することとしましたのでお知らせいたします。

当行では、今後もお客さまに満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、なにとぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施背景

政府の「成長戦略実行計画」において「5年後（2026年）の約束手形利用の廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、これを受けて全国銀行協会が「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との自主行動目標を掲げており、この取り組みを推し進めるために実施するものです。

2. 実施内容

概要	手形帳・小切手帳の新規発行受付の終了
対象のお客さま	全てのお客さま（個人・個人事業主・法人・その他団体等のお客さま）

3. 取扱終了日

2026年3月31日（火）

4. 備考

2026年4月1日（水）以降、手元に残った小切手・約束手形は継続して利用可能です。

5. 手形・小切手機能の全面的な電子化について

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管にかかる事務負担の軽減や印紙税の削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。代替手段として、電子記録債権(でんさいネットサービス)やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。

6. 関連するSDGs



東邦銀行グループでは『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取り組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

以上